

別紙4の3 被告東電の主張の要旨

第1 責任論（原賠法上の請求のみ許容されていること）

原賠法は、同法の「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」という2つの大きな目的を達成するために、民法の不法行為法の特別法として、

- ① 賠償責任の厳格化（原子力事業者の無過失責任）と賠償責任の原子力事業者への集中（原子力事業者以外の者の責任免除、求償権の行使制限）
- ② 責任集中主体である原子力事業者に対する損害賠償措置を講ずべき義務の法定
- ③ 損害賠償措置額を超える賠償履行に対する国の援助その他の措置といういずれも民法上の不法行為には見られない特異な3つの制度を柱としてその基本的な賠償制度を定めている。

以上のような原賠法に基づく原子力損害賠償制度の体系を踏まえれば、原賠法に基づく原子力事業者の原子力損害の賠償責任は、民法709条に比して、単に責任要件を厳格化する（無過失責任とする。）にとどまるものではなく、被害者保護と原子力事業の健全な発達を2つの目的として、原子力利用に伴う原子力損害に関して、原子力事業者への責任集中、原子力事業者以外の者の責任免除、第三者への求償権の制限、損害賠償措置を講ずることの強制、国の援助等も含めて、その全体として民法上の不法行為責任に対する特則として立法されているものであり、原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、原賠法に基づいて規律されることが予定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていると解すべきである。

- ### 第2 「地域コミュニティ」を享受する利益は独立の被侵害利益とは認められず、少なくとも被告東京電力の自主賠償基準に基づく支払と別途に追加で賠償されるべき損害が一律に生じたものとは認め得ないこと

1 「地域コミュニティ」を享受する利益なるものは外延が不明確であり、法律上保護される利益といえないこと

(1) 「地域コミュニティ」なる概念は権利としての外延はもとよりその中核すら不明確であること

原告らが主張する「地域コミュニティ」に関する利益なるものは、法律上保護される利益とみるには、その利益の客体・内容の面からみても、あるいは利益帰属主体の面からみても、あまりに不明確である。

すなわち、まず利益の客体・内容の明確性の面からみて、「自然豊かな小高区」といっても小高区の中でも自然環境のあり方や人々と自然環境との生活上の関わりの有無・程度は様々である。「『結』の精神」とは具体的にどのような精神であって、それに基づいて住民間で何らかの助け合いが行われていたか否か、行われていたとしてもそのような助け合いの内容は様々であるほか、そういった助け合いに関与していたか否か及びその度合いも人によって大きく異なる。このように、各自が小高区内のそれぞれの居住地周辺の生活環境の中で生活を送っていたとしても、各自が置かれた生活環境や社会とのつながりの程度、各自が周囲の者と構築する人間関係のありようや密接さの程度等はいずれも様々であって、「地域コミュニティ」に関する利益は結局のところ中核的な内容すら明確でない。

また、利益帰属主体の明確性の面からみても、小高区という特定の地域に「地域コミュニティ」という概念によって表すことが可能な一定の事実状態が存在したとしても、地理的にいかなる範囲の住民を利益帰属主体としてみるのか（小高区の全域に居住する者であるのか、各自が日々の生活を送るという意味でのもう少し狭い範囲に居住する者であるのか）、あるいは時的にみて、本件事故時点の住民であれば足りるのか、一定年数以上当該地域で生活をしている者に限られるのか、将来移住することを具体的に予定している者にも利益の帰属が認められるのか、現在は他の地域に居住しているものの

当該地域で生まれ育ったような者はどうなのかなど、利益帰属主体となり得る範囲を画すること自体に無理がある。

さらに、原告らは「地域コミュニティ」に関する利益の要素として「『結』の精神」や「密な人間関係」をも挙げるが、（「『結』の精神」の内容が不明確であることを措くとしても）一定の精神的なあり方や人間関係に対する思い入れの有無やその程度、それらにどの程度の価値を見出すか等は、個々人の人生観や価値観等によって大きく異なる。このように、住民一人一人の「地域コミュニティ」への想いが千差万別である以上、その変容が住民に精神的な損害を与えたという決め付け自体が不可能というべきであって、「地域コミュニティ」に関する利益は「正当な理由がない限り侵してはならないもの」という観念さえ共有されているものではなく、独立した法的利益として、当然に侵害されるべきでないものと性格付けるための基本的な共通認識がないといえる。最高裁判所の判例においても、この種の個人の思いや心情などは、法律上保護される利益として認められていない（最判平成18年6月23日集民220号573頁、最判平成22年6月29日集民234号159頁等）。

このように、原告らの主張する「地域コミュニティ」に関する利益は、外延（広がり）が不明確であるばかりか、その意味する中核的内容すら明確でなく、他の法益と独立に法律上保護される利益と捉えることは到底できない。

(2) 「地域コミュニティ」に関する利益なる不明確なものを法律上保護される利益とみることは他者の権利に対する制約の観点からも問題があること

そもそも、新たな権利を創造することは、それにより同時に他人の権利を制約することになり得るところ、多数の者の中の権利関係を相互の妥協のもとで調整する一般的なルールは、民主的な立法過程において作られる必要がある。不法行為法上の新しい法益を創出する場合にも、国民一般の注意義務

の対象が新たに生成されるので、多数の者の中の権利関係を相互妥協のもとで調整すべく、民主的な立法過程を経る必要があるのが原則であり、立法過程を経ずに、裁判所がなし得るのは、既に広く国民一般の間で疑問なく受け入れられた利益を追認することにとどまる（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁、最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁等）。

このような観点から原告らの主張する「地域コミュニティ」に関する利益について検討すると、「地域コミュニティ」に関する利益なるものは、法規制によって維持されることが保障されているものではなく、むしろ、原告らのような自然環境や「住民同士の繋がり」、「『結』の精神に基づく助け合い」、「自家栽培した作物の提供・交換、祭りや行事の共同作業」や「まちづくり活動」等の実施状況、「人間関係」の濃密さの度合い等は、一定の状態でも長期間固定されたまま存在するものではなく、不断に変化するものである。そうである以上、その地域に居住する住民において、あるいは個人において、それが長期的に保持し得ることを期待できるものでもなく、特定の個人がある時期にある場所においてこれらの「諸条件」のもとで一定の利益を得ていたとしても、それは一定の条件が備わっていたことによる反射的利益にすぎないものであり、仮に当該個人がそのような条件が将来にわたって継続されることを望み、期待していたとしても、それはあくまで事実上の期待にすぎず、それを法的保護に値する期待とみることはできない。

2 「地域コミュニティ」に係る利益は個人に帰属する利益ともみられないこと

原告らのいう「地域コミュニティ」に関する利益は、個人を取り巻く生活環境の全般を指すものとも理解されるが、生活環境に関する利益は、それを利益と観念するとしても、不特定多数者の集団的利益又は一般的公益に属する利益にすぎず、これを住民個人に帰属する法律上保護される利益とみることもでき

ない。

また、原告らが「地域コミュニティ」に関する利益であると主張する内容を、地域の生活インフラの状態を指すものであると理解するとしても、地域の生活インフラの維持・充実はその多くが国や自治体の行政裁量の下、有限の予算の中で実施されるものであり、個人が国や自治体に対して、（生存権の保障の範囲で不可欠な生活インフラが維持されるべきであるとしても、それを超えて）生活インフラを一定の状態のままで維持することを求める権利はないといわざるを得ず、まして、一私人（法人）に対してそれを求める権利がないことは明白である。

したがって、「地域コミュニティ」に関する利益を原告らが挙げる要素のうち地域の生活インフラを構成する要素に着目したとしても、個人に帰属する利益とは認められない。

3 仮に「地域コミュニティ」に関する利益を法益とみたとしても、避難指示解除後「相当期間」が経過した後においては「地域コミュニティ」に関する利益の違法な侵害が継続しているとは評価し得ず、また本件事故と生活基盤が回復しないこととの相当因果関係も認められないこと

(1) 避難指示解除後「相当期間」が経過した後においては「地域コミュニティ」に関する利益に対する違法な侵害が継続しているとは評価し得ないこと

ある利益が法律上保護される利益と認められる場合も、常に絶対的な保護を受けるとは限らず、その利益の性質如何によっては、加害行為の態様との相関関係により不法行為の成否が決められる。「景観利益」について一定の場合に法律上保護される利益と認めた最判平成18年3月30日も、景観利益の侵害が認められるための要件として、「ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に

該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。」と判示している。

原告らのいう「地域コミュニティ」に関する利益についても、これに対する違法な侵害に当たるといえるためには、加害行為の態様として、「少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる」こととなる。

そこで、侵害行為の態様をみると、下記「第4」6において詳述するとおり被告東京電力においては、本件事故のような事態に至るのを避けるための措置を講じており、その内容としても何ら不適切・不十分な点はなかった。したがって故意や重過失がないのはいうまでもない。

次に、侵害の程度に関しては、原告らのいう「地域コミュニティ」に関する利益の侵害は本件事故後の避難指示によってもとの居住地での生活を継続することができなくなったことによって生じたものであるところ、本件事故による避難を余儀なくされるのは避難指示の期間に限られており、避難指示が解除されて以降は、元の居住地に帰還し生活するという選択が可能となる。避難を余儀なくされた住民が元の居住地に帰還するにあたっては、その準備期間として「相当期間」の猶予が必要であるとしても、そのような猶予期間は（就労や就学上の都合を踏まえても）通常は1年あれば足りると考えられる。

そうすると、遅くとも避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後は、本件事故による「生活基盤」の侵害行為が「刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当する」ような要素は何らないといえる。なお、中間指針第四次追捕は、「中間指針において避

難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている『避難指示等の解除等から相当期間経過後』の『相当期間』は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。」とし、避難指示解除後の「相当期間」の目安を1年と定めている（甲C22・4～5頁）。

この点、小高区に関しても、避難指示解除後の状況をありのままにみれば、避難指示の解除に伴い学校や医療機関、小売業の店舗等が相当数再開され、人口に関しても、避難指示解除直後の平成28年7月31日時点では311人の住民が居住しており、その後の平成29年7月31日には2087人、平成30年7月31日には2877人、平成31年7月31日時点では3608人の住民が居住しており、令和元年12月31日時点で3647人（本件事故時の人口（1万2842人）の30%弱に相当する。）の住民が居住しているなど（丙E3、丙E9）、本件事故時点での人口からは減少しているものの、同区で現に日常生活を送っている人々が相当数あることが確認される。すなわち、小高区の生活基盤は日常生活を送ることに支障を生じない程度に整備されており、現にそのような生活基盤の中で相当数の住民によって生活が営まれていることとなる。このような地域のありようからすれば、遅くとも避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した時点では、同区に居住する住民各人の法益が本件事故により違法に侵害された状況は解消されているといえる。

以上により、遅くとも避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後においては、「地域コミュニティ」に関する利益に対する違法な侵害が継続しているとは評価し得ない。

- (2) 避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後に生活基盤が回復しないとしてもそのような状態と本件事故との相当因果関係は認められないこと

また、相当因果関係の観点からも、避難指示解除後「相当期間」が経過した後の地域の状況に関し、本件事故による法律上保護される利益の侵害はない。

この点、避難先において生活基盤を確立したこと等により、元の居住地の生活基盤の整備状況のいかんにかかわらず他所に移住をする判断をする者もいる一方、帰還をするという選択肢を検討するに際しては、元の居住地の生活基盤の整備状況がその判断に影響すると考えられるところ、生活基盤の整備状況は国や自治体等による行政的な施策や自主的な町づくり等に多分に依拠するものである。したがって、避難指示解除後の「相当期間」が経過した後の生活基盤が本件事故時点の状況まで完全に回復しないとしても、それが本件事故から直ちに帰結されるものではないし、本件事故と生活基盤が回復しないこととの間の相当因果関係も認め難い。各住民における選択の結果、本件事故当時と同水準の人口が戻らないとしても、これを被告東京電力の責任に帰することはできない。なお、移住をするにせよ帰還をするにせよ居住用不動産の確保のための原資については賠償がなされることについては、下記「第4」2(2)のとおりである。

そもそも人口が増加することが単純に当該地域の住民にとっての生活上の効用を高めるといえるか自体に疑問が存するものであり、結局のところ、原告らが主張するのは近隣住民の数や構成が変化することによるいわばノスタルジックな感情が害されたという限度を超えるものではない。

(3) 小括

以上により、仮に「地域コミュニティ」を法律上保護される利益とみたとしても、遅くとも避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後においては、「地域コミュニティ」に関する利益に対する違法な侵害が継続しているとは評価し得ない。また「相当期間」経過後に生活基盤や居住者人口が本件

事故当時と同等にまで回復しないとしても、これによる精神的苦痛と本件事故との間には相当因果関係が認められない。

- 4 仮に「地域コミュニティ」を享受する利益を慰謝料評価において勘案するとしても、被告東京電力の自主賠償基準に基づく支払と別途に賠償対象とされるべき損害が一律に生じたものとは認め得ないこと

原告らは、「地域コミュニティ」に関する利益の侵害によって生じる損害は、中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準による賠償の対象とされていないかのように主張し、「地域コミュニティ」の喪失による慰謝料として2000万円の賠償を求めている。

しかし、そもそも人がなんらかの精神的苦痛を受ける場合には、その精神が一体として影響を受けるものであり、受けた苦痛についてその内容ごとに細分化し、あるいは一定の時間で区切って評価することは本来的に不可能である。換言すれば、精神的苦痛はその性質上、細分化ができないものである。

そして、下記「第4」5で述べるような中間指針等の機能に鑑みても、その定める慰謝料が精神的苦痛のうち一部の要素のみに向けられ、「地域コミュニティ」の変容による慰謝料を発生させる精神的苦痛の基礎事情を慰謝料の考慮事情から類型的に排除し、賠償対象外としているなどということはありません。むしろ中間指針等に定める慰謝料は、相当期間にわたる避難により元の居住場所の周辺環境が一定程度変容することも含め、本件事故前後の生活状況・生活環境の変化による不便やストレスなど、類型的に想定される精神的苦痛を織り込んだものであることは明らかである。

このことは、中間指針等を策定した原陪審において、避難者の精神的苦痛を基礎付ける要素として、「避難生活の不便さ」の他にも、「平穏な日常生活の喪失」や「自宅に帰れない苦痛」が挙げられており（丙A14）、中間指針等自体が慰謝料の対象となる精神的苦痛として「地域コミュニティ等が広範囲に

わたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安」を挙げていること（甲C18・21頁）からも明らかである。

また、請求者が中間指針等に定める項目と異なる費目・名目のもとで請求しさえすれば中間指針等が賠償対象としていない損害の賠償請求が認容されるとするならば、多数の者がそのように費目・名目を異にする請求を行うことになってしまい、結局のところ、当事者による自主的な紛争解決に資するという中間指針等の機能が果たせなくなる。

したがって、損害をその費目・名目により細分化し、中間指針等及びこれを踏まえた自主賠償基準による慰謝料の対象を精神的苦痛の要素のうち一部のみに限定されたものと捉え、それでは評価し尽くされていない精神的損害を殊更に見出そうとする原告らの損害の捉え方そのものが根本的に誤っているのであって、中間指針等に基づく日常生活阻害慰謝料において想定されている平穏な生活を送る人格的利益は、意思に反して自ら生活の本拠として定めた土地を追われることがないことを当然の前提としているのであって、被告東京電力の自主賠償基準に基づく支払と別途に賠償対象とされるものではない。

加えて、被告東京電力が支払う1人当たり総額850万円という慰謝料額の算定にあたっては、避難生活の長期化に伴い平穏な日常生活の喪失や避難生活の不便さが時の経過とともに減少する一方、自宅に帰れない苦痛や先の見通しがつかない不安が増大するとの考えの下、総額としての慰謝料は避難が長期化しても逡減しない前提で月額10万円として計算すると定める中間指針の考え方を踏まえたものである。しかも、被告東京電力においては、実際の避難指示解除時期に関わらず、平成29年4月からの1年間の相当期間において賠償を継続し、1人当たり総額850万円を支払うこととしているものであり、元の生活基盤の喪失と新たな生活基盤の確立までに十分な慰謝の措置を講じている。

したがって、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の旧居住者に対す

る850万円という慰謝料額の算定にあたって原告らが「地域コミュニティ」を享受する利益として主張する要素が十分に勘案されていることは明らかである。

以上により、「地域コミュニティ」喪失の要素による精神的苦痛は被告東京電力の賠償額において填補されているものであり、これと別途に賠償すべき損害があるとは認められない。

5 小高区の「地域コミュニティ」から法律上保護される利益を享受していたとの事実関係自体が認め難い原告らが散見されること等

上記4において述べたとおり、仮に「地域コミュニティ」を享受する利益を慰謝料評価において勘案するとしても、被告東京電力の自主賠償基準に基づく支払と別途に賠償対象とされるべき損害が一律に生じたものとは認め得ないが、そのことは本件において既に明らかとなっている原告らの個別事情に照らすと一層明白である。

すなわち、下記「第3」において詳述するように、原告らの個別事情は様々であって、そもそも本件事故時に小高区に生活の本拠がなかった原告らが相当数に及ぶほか、原告らが「地域コミュニティ」の侵害に関する重要な要素として述べるような農業との深い結びつき等に関しても、そのような結びつきのみられない生活を送っていた原告らも散見される。少なくともこれらの原告らに関しては、原告らが主張するような「地域コミュニティ」から恩恵を受けていたとの事実関係自体が認められないのであって、「地域コミュニティ」なるものを法益として観念することができないというべきである。そうである以上、「地域コミュニティ」からの隔絶等によって現に不利益が生じたとの事実が認定できる原告らに関し、そのような不利益の発生を慰謝料の考慮要素とみた上で慰謝料額を個別に評価・算定するのであれば格別、「地域コミュニティ」なるものを原告ら全員が有していた法律上保護される利益と捉え、これに対する

侵害から原告ら全員に共通して損害が生じたと認定することが誤りであることは明白である。

第3 原告らの個別事情が様々であって、被告東京電力の自主賠償基準による額を超える一律の慰謝料が認定される余地がないこと

1 はじめに

(1) 大多数の原告らについて個別事情の立証がなされていないこと

原告らは「地域コミュニティ喪失慰謝料」なる名目のもとで一律に2000万円の賠償を求めている。その損害に関しては、共通損害ではなく個別損害の賠償を請求するものであると述べているが、個別損害の賠償を求めらるれば各原告の損害についてそれぞれ個別に主張・立証がなされる必要があることはいうまでもない。

この点、原告ら各自の損害に関する立証の状況をみると、世帯代表者の作成による陳述書が一通り提出されているほかには、書証の提出も限定的である。このうち陳述書については、そこで述べられている事実について客観的な裏付けを欠く場合がほとんどであることに加え、そもそも陳述書を作成した本人以外の世帯構成員の本件事故前後の生活状況やそれによる精神的苦痛の内容等について十分に述べられていないなど、本件において提出されている陳述書に基づき認定可能な事実はその範囲・内容において極めて限定的である。本人尋問に関しても、その対象とされた者は原告ら590名のうちわずか13名にとどまる。このような立証の状況に鑑みれば、少なくとも大多数の原告らについては各自の個別損害が立証されているとは到底いえない状況にある。

また、本件事故前の生活状況や、本件事故が原告ら各自に与えた影響の内容・程度等は、各原告の個別事情によって様々であって、そのような個別事情の幅が大きいことは審理において既に明らかになっているため（下記2以

下)、一部の原告らに関し主張・立証された損害がその余の原告らにも生じていると認定することはその前提を欠くものであって誤りである。

したがって、少なくとも大多数の原告らについては、既払金を超える個別損害の発生は立証されておらず、個別損害の請求が認容される余地はない。

(2) 仮に共通損害の請求と捉えたとしても自主賠償基準による額を超えて賠償されるべき損害はないこと

仮に、共通損害ではなく個別損害の賠償を請求するものであるとする原告らの主張にもかかわらず、共通損害の請求がなされているものとみて裁判所による判断がなされるときも、下記2以下において述べるように、原告らの個別事情は様々であって、そもそも本件事故時に小高区に生活の本拠がなかった原告らや、小高区の居住地から他所への移転が本件事故に起因しないことが明らかとなっている原告ら、本件事故による利益侵害の程度が軽微であることが明らかとなっている原告らも多くみられる。個別事情にそのような大きな相違がある以上、各自が本件事故によって受けた損害は質的にも程度の面でも様々であって、「地域コミュニティ」の喪失による原告ら全員に共通する損害は認めることができないか、あるいは、仮に敢えて共通の要素を観念するとしても共通損害として把握できる損害は極めて限定的である。そのような損害については、中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準による額によって十分に填補済みであって、さらに追加で賠償されるべき共通損害があるとは到底認められない。

したがって、共通損害の請求がなされているものと敢えて捉えたとしても、認容されるべき損害はなく、原告らの請求はすべて棄却されるべきである。

2 本件事故時に小高区に生活の本拠がなかった原告ら（本件事故後に出生した原告らを含む）

代表世帯の本人尋問及び非代表世帯の個別事情分析を行った結果、原告らのうち相当数がそもそも本件事故時に小高区に生活の本拠がなく、避難自体行っておらず、原告らの主張するような元居住地からの強制離隔や過酷な避難生活等の事情が当てはまらないことが明らかになった。

こうした原告らのうち相当数が、形式的に住民票が小高区にあったことなどを背景に、避難等対象者と同等の精神的損害の賠償等を受けている。こうした原告らが、一律の損害認定に資さないことは論を俟たない。

3 津波・地震による被害を被った原告ら

本件訴訟の原告らが居住していた小高区では、特に沿岸部において本件津波による甚大な被害が生じており、震災後に多くの地域が災害危険区域に指定されて居住用建物の再築ができなくなるなど、元の居住地での生活再建に大きな影響が生じている。また、本件地震によっても多大な被害が生じており、自宅が全壊又は大規模半壊するなどして、本件事故の有無にかかわらず避難を余儀なくされた者も多かったと考えられる。

実際、本件訴訟で原告らから提出された陳述書においても、震災直後の小高区の被害状況について生々しく述べられているものも多くあり、震災後に生じた生活上の支障やこれによる精神的苦痛には津波・地震が相当程度の影響を与えていることがうかがわれる。そのような事情は、原告らの損害の評価を行うにあたって十分に斟酌されるべきである。

また、代表世帯の本人尋問及び非代表世帯の個別事情分析を行った結果、42世帯の原告ら（本件訴訟の原告ら全174世帯の25%に当たる）については、本件津波で自宅が流失したり、地震で全壊又は半壊になるなどして、本件事故の有無にかかわらず元居住地からの避難を強いられる状況にあったことが明らかになった。こうした原告らについては、本件訴訟で主張している各種損害について、そもそも本件事故との事実的因果関係が認められないか、相当因

果関係が認められない。

さらに、詳細は判然としないものの、原告らの中には、少なくとも元居住地の自治体が甚大な被害を受け、その一部あるいは大半が災害危険区域に指定される等により、津波被害とそれに伴う地域の実情の変容等が震災後の生活状況に相当程度影響している者も相当数いることがうかがえる。こうした原告らについては、そのような津波・地震被害も相当程度あったと考えられることも十分に踏まえて、本件事故に起因する損害の有無及び程度が判断されるべきである。

4 本件事故と無関係の進学、就職・転勤等によって避難を終了した原告ら

原告らの中には、そもそも本件事故前から進学や就職などで他所への転居を予定しており、本件事故後に予定どおり転居した者や、本件事故後に進学や就職などで他所に転居し、被告東京電力の公表賠償基準に定める賠償終期（平成30年3月）よりも相当期間前に避難生活を終了している原告も相当数いる。

また、原告らの中には、本件事故後に施設環境が整った老人ホーム等に入所している者もあり、当該入所をもって不安定な生活状況から脱し、少なくとも以後の生活は中間指針等で想定されているような避難生活とは異なるというべきである。

5 賠償終期前に死亡した原告ら

原告らの中には被告東京電力の公表賠償基準に定める賠償終期（平成30年3月）よりも前に死亡している者がおり、これらの原告については、死亡時点以降について精神的損害の発生は認められない。

6 避難生活上の精神的苦痛が限定的であること

代表世帯の原告本人尋問及び非尋問世帯の個別事情分析の結果、上記3で述

べた津波・地震被害を除けば、原告らのうち相当数が平成23年7～10月には小高区の元居住地から程近い鹿島区や原町区、相馬市等に生活拠点（仮設住宅、借上住宅）を移し、元の勤務先で仕事を再開するなど、徐々に平穏な生活を回復し、最終的に小高区に戻っていることが確認された。

また、最終的に小高区に戻らずに他所で定住した原告らについても、その大半は本件事故後程なく元居住地に近い場所で安定的な生活拠点において徐々に平穏な生活を回復し、最終的な定住先も小高区に程近い場所で確保しており、多くの原告らが定住後に小高区の自宅を維持・管理し、時に使用していることが確認された。

一方、本件事故後に県外に避難し、同所で生活を継続している原告らは限られているが、そうした原告らについても避難先で程なく安定的な避難先に移転し、就労を再開するなど徐々に生活を安定させていることが確認できる。また、そうした原告らについては、それぞれ原告ら固有の事情や任意の判断で今も小高区に戻らないことがうかがえる。

以上のとおり、原告らの避難生活上の精神的苦痛は限定的である上、本件事故後の状況は千差万別であり、共通損害として一律の慰謝料が増額認定される余地はない。

7 「地域コミュニティ」の変容等についての原告らの主張は当たらないこと

原告らは、本件事故のために地域が衰退したと主張する。しかしながら、もともと小高区では人口減少・地域の過疎化が顕著であった。

この点、原告らは、本件事故前に行われていた地域交流等が本件事故により失われたと主張するが、そもそも原告らがいつの時点の話をしているのか判然としないケースも多い。以上に加えて、そもそも原告らの主張するような地域交流がなかったとする原告らもいる。また、小高区の中でも特に沿岸部では津波・地震による甚大な被害を受け、震災後は多くの地域が災害危険区域に指定

されて建物建築が制限されており、そうした事情による地域の変容も相当程度あったと考えられる。

一方で、原告らは全原告らに共通する事情として、農業との深い結びつきや、それが本件事故により失われたことも主張するが、まずもって本件事故前の農業との関わりについては個々人によってまちまちである。また、小高区に戻った多くの原告らが農業を再開していることも確認されている。

したがって、「地域コミュニティ」の変容という点をもって原告らに一律の共通損害を認める余地はない。

8 小括

以上のとおり、原告らの主張する「地域コミュニティ喪失慰謝料」という個別損害の請求に関しては、本件事故時に小高区に生活の本拠がなかった原告ら（未出生の者も含む）、及び、津波・地震による被害を受けた原告らについては、本件事故の影響が認められないか、あるいは相当程度小さいというべきである。また、多くの原告らが南相馬市原町区等の小高区の自宅近くで避難生活を送った上で、最終的には小高区に戻っており、他方で小高区に帰還していない原告らについても、大半は元居住地に近いところで安定的な生活拠点に移転して平穏な生活を回復し、最終的な定住先も小高区に程近い場所で確保して小高区の自宅を維持、管理、使用している事情がうかがわれるのみならず、福島県外（茨城県、埼玉県、東京都等）での生活を続けている原告らについても避難先で程なく安定的な避難先に移転して生活を安定させる中、原告ら固有の事情や任意の判断で小高区に戻らないことがうかがわれ、このように各原告の様々な個別事情を踏まえれば、原告らの避難生活上の精神的苦痛が限定的であるというべきである。さらに、本件事故前から人口減少が顕著であった小高区において、原告らが述べる地域交流の事情は本件事故前のいつの時点のものであるか不明であり、またコミュニティとの関りが希薄な原告らも含まれるとこ

る、津波・地震による影響が相当程度あったという事情や、農業との関わりも個々人によってまちまちである事情等を踏まえれば、「地域コミュニティの喪失・変容」についての原告らの主張もあたらない。

そして、本件事故以外の事情で転居等して早期に避難を終了している原告らや、賠償終期前に死亡した原告らといった実損害を超える賠償を受けたことが明らかである原告らも含めて、かように個別事情の幅が大きい本件の原告らについては、一部の原告らに関し主張・立証された損害をもっては、自主賠償基準による額を超える個別損害の発生が立証されているとは到底いうことができず、個別損害の請求が認容される余地はない。また、共通損害の請求がなされているものとみても、上記にみたような原告らの様々な個別事情に鑑みるに、共通損害として把握できる損害は極めて限定的であり、中間指針を踏まえた自主賠償基準を上回る額によって填補済みであり、共通損害の請求が認容される余地もない。

第4 中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づく賠償額の十分性

1 財産的損害を含めて十分な賠償を行っていること

(1) 慰謝料の評価・算定において財産的損害の賠償状況が十分に考慮されなければならないこと

精神的損害の額を認定するに際しては、財産的損害の名目による支払も含め、既になされた賠償の状況を勘案の上、被害者に生じた損害の填補として不足が生じているか否かが検討される必要がある。

すなわち、我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は、「不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするもの」（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）とされ、「損害」とは、不法行為がなかったならば存在したであろう財産状態（利益状態）と当該不法行為がされた現在の財産状態（利益状態）との差を金銭評価した差額と捉えられてい

る。そうである以上、精神的損害を含めた「損害」は、被害者に生じた被害の回復の観点、すなわち侵害行為前の状態と侵害行為後の状態との「差」をいかに埋めるかという観点で認定されるものでなくてはならない。

この点について、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があることが指摘されており、他方で、生活妨害に関する慰謝料が請求された場合、判例実務上、一般に、身体傷害等といった被害が生じておらず単なる生活妨害が生じたにとどまる事案における慰謝料の額は、月額数千円から高くても月額1、2万円といった水準にとどまっている。

このように、一般に、財産的損害があるにもかかわらずその賠償が行われていない場合には、包括慰謝料が多額になることはあるが、財産的損害の賠償が十分になさされていて、請求内容が純粹に精神的苦痛の慰謝のみの慰謝料の場合は、特に単なる生活妨害を超えた身体傷害等の被害を伴わない類型のケースでは、相対的に低額にとどまっていることが指摘できる。その意味で、財産的損害の賠償の有無は、慰謝料額の認定に大きく影響するのであり、慰謝料は財産的損害に対する賠償との関係では補完的・調整的な機能を有するものであるといえる。

以上により、本件において原告らが請求する精神的損害の評価・算定にあたっては、財産的損害について十分な填補がなされているとの事情が十分に考慮されなければならない。

(2) 被告東京電力の自主賠償基準は、各種の名目のもとで被害者の損害を填補するに足りる十分な賠償を行う仕組みとしていること

被告東京電力が自主賠償基準に基づき実施している財産的損害の賠償においては、極めて多数に及ぶ被害者に対し迅速に賠償を行う観点から、個別に損害の有無・数額を確認することなく、損害が大きい者の場合にも十分な填補となるような水準の賠償額となるよう賠償額が設定されている。後記2に

において詳述するように、原告らを含む南相馬市小高区における旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の居住者に対しても、精神的損害のほかに、追加的費用、物品購入費用、包括・簡易請求による支払、就労不能損害、生命・身体的損害（入通院慰謝料を除く）、動産・不動産に対する賠償、事業損害に対する賠償といった多様な名目の下で幅広く賠償を実施している。

本件訴訟の原告らについても、被告東京電力は慰謝料とは別にそうした各種の賠償を累次にわたり行ってきている。

こうした各種の項目による十分な賠償が原告らの精神的苦痛を慰謝するものとして機能していることは疑いを容れないのであって、損害の填補状況に関する事情は慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

2 被告東京電力による賠償の規模・実態及びその十分性

(1) 慰謝料額の十分性

仮に各種の財産的損害の賠償がなされている点を措いて慰謝料のみをみてその賠償額を検討したとしても、被告東京電力が原告らに対し慰謝料として支払った850万円は原告らの精神的苦痛を慰謝するに十分な金額である。

原告らの大部分が居住していた南相馬市小高区のうち、本件事故後政府によって旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に指定された地域については、いずれも平成28年7月12日に避難指示が解除されている。したがって、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域においては、遅くとも平成28年7月12日には同地域に帰還しえない状況が解消されたのであるから、同日を超えて平穏な生活が阻害された状況が継続したとは評価できない。

他方、被告東京電力の自主賠償基準においては、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の住民について、1人月額10万円、本件事故から平成30年8月31日までの85か月間の計算による850万円（避難指示の対象とされていた65か月で除すると月額約13万円の計算となる。）を賠償す

ることとしている。被告東京電力が賠償している８５０万円という金額は、中間指針等において、月額１０万円の避難慰謝料・日常生活阻害慰謝料の算定を基礎として、避難指示解除後の相当期間（１年）にわたって、本件事故発生直後と同額の賠償を継続することが定められていることを踏まえて決定した金額である（なお、上記のとおり、被告東京電力は、平成２９年３月よりも早くに避難指示が解除された区域も多数ある中で避難指示の解除の時期にかかわらず一律に平成３０年３月までの８５か月分として８５０万円を賠償しており、とくに南相馬市内の旧避難指示解除準備区域の解除が平成２８年７月１２日であることを踏まえると、避難指示解除後の相当期間（１年）経過後までの期間に応じた慰謝料を優に上回る賠償を実施している）。

そのため、南相馬市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の住民については、避難指示解除がされたにもかかわらず、避難指示解除の時点から１年８か月以上にわたり月額１０万円の賠償が継続されていることとなる。

そして、８５０万円という慰謝料額は、他の裁判例との比較からも、これら区域の居住者に生じた精神的苦痛を慰謝するに十分な賠償金額である。

この点、原告らは「地域コミュニティ喪失慰謝料」なる名目のもとで一律に２０００万円の賠償を求めているが、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の旧居住者に対する８５０万円という慰謝料額の算定にあたって原告らが「地域コミュニティ」を享受する利益として主張する要素が十分に勘案されていることは明らかであり、「地域コミュニティ」の喪失という要素による精神的苦痛は被告東京電力の賠償額において填補されているものであって、これと別途に賠償すべき損害があるとは認められない。

（２）慰謝料以外の名目による賠償の規模・実態

被告東京電力は、上記（１）記載の精神的損害に加え、「財産的損害」の名目での賠償金として、追加的費用、物品購入費用、包括・簡易請求による

支払、就労不能損害、生命・身体的損害（入通院慰謝料を除く）、動産・不動産に対する賠償、事業損害に対する賠償といった多様な名目の下で幅広く賠償を実施している。そして、これら財産的損害の名目で行われた賠償は、それぞれの賠償項目のもとで支払われる金額に見合う損害が必ずしも生じているものではなく、訴訟において認定され得る損害額を超えた賠償を行っている部分がある。

すなわち、本来、損害の賠償である以上は各被害者における損害の有無やその数額を個別に審査の上で支払をすべきところであるが、避難指示の対象となった地域の居住者の早期の生活安定に資するべく従来の「損害」の概念を超えて「住居確保費用」などの賠償を実施しているほか、多数にのぼる被害者の方々に対しできる限り迅速に賠償を実施するため、一人当たりの賠償額をあらかじめ設定するなど可能な限り定型化を図っており、かつその賠償額は、被害の程度が大きい場合にもその被侵害利益が填補される水準の金額となるよう賠償基準が定められ、運用されている。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

とりわけ、被告東京電力が訴訟外で支払った賠償金には、訴訟において認められ得る損害額を超えたいわば余剰分がある（支払の性質上余剰であるともみられない住居確保費用の賠償金のみをとっても、ほとんどの世帯に対し相当な金額が支払われている。）。直接請求手続は、そのような余剰分が生じる仕組みを有する賠償手続であるが、これは訴訟外での賠償を通じ極めて多数の被害者を早期に救済することを念頭に策定されたものであって、訴訟外において賠償金を受領しながら上積み求めて訴訟が提起された場合にまで同様の考え方で賠償がなされることは全く念頭に置かれていない。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。このような実態を前提とした上で、既払金総額を超える損害が生じたことが原告らにより主張・立証されない限り、原告らの請求が認

容されることはない。

3 実損害に照らして十二分な賠償がなされている事実も本件において多く確認されていること

(1) 小高区に生活の本拠がなかった、あるいは賠償終期前に避難を終えている原告ら

被告東京電力は、訴訟外において、避難指示の解除が最も遅かった地域（平成29年3月末解除。なお、小高区の場合は平成28年7月12日解除。）の場合であっても解除から1年の相当期間も含めて賠償することとして、避難指示解除の具体的時期を問うことなく平成30年3月までの期間を通じ月額10万円の計算により、慰謝料額として1人当たり850万円を一律に支払っている。しかるところ、本件訴訟の原告らの個別事情を子細に分析したところ、上記「第3」の2、4及び5のとおり、実際には本件事故時に小高区に生活の本拠がなかった、あるいは本件事故から85か月を経過する前に避難を終えている原告らが多数確認されており、仮に本件事故に起因する何らかの損害を受けていたとしても、これらの原告らについては実損害に照らして十二分な賠償となっている。

(2) 津波・地震による被害

被告東京電力は、直接請求手続を通じた賠償の実施にあたり、賠償を請求する損害が津波・地震によるものではないこと、本件事故によるものであることを確認した上で賠償金の支払を行っている。しかしながら、津波・地震による被害であるにもかかわらず賠償金の支払がなされている例が相当数確認されている。

その他にも、所有する農地が津波で被水し、農業を行うことができなくなっているにもかかわらず、そうした事実を一切申告せずに農業賠償（逸失利

益)を請求し、賠償金を受領している原告らも多数いることが確認されている。中には、農業賠償の対象とされた土地を太陽光発電事業者に貸し出して賃貸収入を得ながら、そうした事実を申告せずに農業賠償を請求・受領しており、賠償額の十分性は特に顕著である。

また、原告らについては、共同墓地に所有していた墓石等について、実際には同墓地は本件津波で流失しており(丙E110)、本件事故の有無にかかわらず墓石等の移転が必要となったにもかかわらず、本件事故により移転が必要になったとして、直接請求手続において移転費用を請求し、一定の賠償金の支払を受けている者もいる。

(3) 住居確保費用の賠償

住居確保費用の賠償は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものであって、まさに避難生活を終了して生活再建を図り平穏な生活を回復するための資金として支払われているものである。のみならず、原告らは「請求者が本請求書により申告する費用は、実際に請求者もしくは世帯構成員の住居を確保するために支出する費用であること」について同意し、事実と相違ないことを確認した上で住居確保費用を請求しているにもかかわらず(丙D41の0の3の1の1)、住居確保費用を請求・受領したものの実際の費用支出が確認できないケースや、受領した賠償金について移住先確保とは異なる目的での使用をしているケースが相当数あることが明らかになっている。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

(4) 就労不能損害

就労不能損害については、本件事故に起因して就労を喪失し、本件事故後

に新たに就労先を確保して就労を再開している場合に、平成26年2月までに新たな就労先から得た給与については、「特別の努力」によるものとして賠償額の算定において考慮しない（賠償額から控除しない）取扱いをしている。そうした「特別の努力」分自体が実損額を超える賠償であるが、それに加えて、個別事情を見れば、そもそも本件事故前から退職が決まっていたにもかかわらず事故前収入を基準に就労不能損害の賠償を請求・受領しているケースや、あくまで本件事故後に原告固有の事情で転職したにすぎないケース、本件事故後に本件事故前を上回る収入を得ているにもかかわらず、「特別の努力」の適用により実損額に照らして十二分な賠償を得ているケースが散見される。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

（5）営業損害

営業損害についても、就労不能損害と同様に特別の努力分はその全額が実損額を超える賠償であるが、それ以外にも、個別事情を分析した結果、明らかに実損額を超える賠償を受けているケースが多数確認された。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

（6）生命・身体的損害

生命・身体的損害については、上記のとおり早期の被害者救済の見地からそもそも本件事故との事実的因果関係や相当因果関係を厳密に確認することなく賠償が行われているため、厳密に法的評価を行えばその大半が実損額を超える賠償になっているといえることができる。実際、本件訴訟の原告らの個別事情を分析しても、明らかに本件事故と無関係の疾病について多額の賠償を受けているケースが散見される。このような財産的損害の賠償状況は、慰

謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

(7) 物品購入費用

被告東京電力は、通常的生活費の増加分については「精神的損害」に含めて賠償しており（中間指針（甲C18）「第3」6の備考2 参照）、また、本件事故時点で保有していた家財道具の財物価値の喪失・減少については「家財賠償」も実施している。さらにはこれらに加えて、避難先で家財・物品等を購入した場合には、別途「物品購入費用」として賠償がなされており、十分な賠償となっている。しかしながら、本件事故との事実的因果関係すら認め難い費用についても賠償がなされるなど、実損害を超える賠償がされていることが明白なケースは当然のこととして、それ以外の原告らについても、原告らの個別事情を子細に分析・検討した結果、実損額を超える物品購入費の賠償を受けているケースが散見される。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

(8) 団体請求を通じた農業賠償

被告東京電力は「請求書パック」を用いた請求のほか、農業者等がそれぞれの生産者団体等を通じて賠償を請求する方式（「団体請求」）による賠償を実施している。団体請求による賠償においては、農地の面積等に一定の金額を単純に乗じた額とするなど、実際の損害の有無を確認することなく賠償額を機械的に算定する方式を採用している（例えば、本件事故時点における農業収益が赤字であるような場合であっても、農地の面積に応じた賠償を受けられることとなる。）。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

(9) 家賃賠償

原告らの中には、避難終了後においても家賃に係る支出を本件事故による損害であると申告して賠償を受けている者がいる。そのような支出については本件事故と相当因果関係のある損害とは認められないことから、実損害を超える賠償がなされていることは明らかである。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

4 不適切な請求が疑われる例

原告らの中には、実態とは異なる申請によって多額の賠償を受けた原告らが散見される。このようなケースでは、既払いを超える損害が認め得ないことはより一層明らかである。このような財産的損害の賠償状況は、慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。

5 中間指針等の機能・位置付けからも、安易に中間指針等による賠償額を超える損害が認められるべきでないこと

(1) 原賠法が制度化した紛争処理システムからくる裁量の限界

精神的損害は、被害者の肉体的・精神的苦痛を慰謝するものであるから、精神的損害の評価・算定における考慮要素は、個々の被害者によって異なるものであり、したがって精神的損害の額も被害者の個別事情によって当然に異なる。このような精神的損害の評価・算定の特殊性に照らし、精神的損害は裁判所の裁量により評価・算定される（最判昭和38年3月26日第三小法廷判決・集民65号241頁）。

このような裁判所の裁量には、2つの限界が伴う。

第1の限界は、精神的損害の評価・算定が被害者の個別事情に基づく裁量評価であることから来る内在的な限界である。

第2の限界は、原子力損害の特殊性に照らして、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る限界である。すなわち、原子力発電所等において万一

原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにより、原子力損害の賠償をめぐる紛争が多数生ずることが予想される。そして、多数の紛争が裁判所に係属した結果、事件処理に長時間を要し、多数の被害者の実体法上・手続法上の権利が害されることとなる上、原子力事故とは無関係の一般の事件処理も遅滞することは必至である。そのような事態が生じれば、原子力事故の被害者のみならず、国民一般の裁判を受ける権利が害されることにもなり得る。

そこで、原賠法18条1項は、「文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この章において「審査会」という。）を置くことができる。」と定め、迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（同条2項1号）と並び、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同条2項2号）を掲げている。

そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」（同項3号）をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条）。

こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討をし、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の平成23年4月11日付にて第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、その後原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定の指針等が順次策定されている。

本件事故に関して設置された審査会の委員は計10名であるが、審査会設置当時の委員の構成としては、法律の専門家が6名（民法の研究者が3名、環境法の研究者が1名、行政法の研究者が1名、弁護士（元東京高裁判事）が1名）であった。また、これら委員のうちの研究者は、東海村JCO臨界事故（平成11年9月30日に発生した原子力事故）の際の原子力損害調査研究会の委員を務め、あるいは原賠法の改正にも関与しており、中間指針等の策定に当たってはその知見や経験が最大限活用されたといえる。

審査会は、その所掌事務である「一般的な指針」の策定に向け、平成23年4月に設置されて以来、公開の場での審議を重ね、本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体等からの聴取等を行い、その被害の実情を把握した上で、多数の被害者に対して適用されるべき原子力損害の賠償の範囲・基準について、中間指針等を策定・公表している。

実際にも、このような経緯で策定・公表されている中間指針等は、自主的な紛争の解決において用いられ、圧倒的多数の被害者が同指針に基づく賠償を受け入れて訴訟に至ることなく紛争が解決されている。このような訴訟外での紛争解決が促進されることにより、審査会が企図したとおり、膨大な数の訴訟提起がなされることにより司法全体の処理容量の限界を超える事態となることが回避されているのであって、中間指針等は本件事故に関する紛争解決に当たって重要な役割を果たしているといえる。このように、中間指針等は本件事故から生じる被害に対する現実的な法的救済のスキームとして実際に十分に機能しているものと評価すべき実質を有する。

以上のような原賠法に基づく紛争審査会制度の趣旨に照らすと、審査会が

定める「一般的な指針」は、裁判所の紛争処理を遅滞させない内容を有する基準である必要が存する。すなわち、中間指針等は、訴訟によらない当事者間での自主的な解決を図ることを狙いとしており、被害者が訴訟外における紛争解決に応じやすくするという観点から、訴訟において通常認定される額よりも高額の（少なくともそれを下回るものがない）賠償額を示したものであるといえる。

被害者に十分な救済を与えるべく、不法行為に関する判例や学説では認めるべきかどうかは明らかではない損害をも賠償対象とした「一般的な指針」による賠償を受け取ることにより、圧倒的多数の被害者が裁判を経ずともその損害は填補されたものと認識する中で、裁判所が個別事情を考慮することなしに「一般的な指針」が定めるよりも高額の精神的損害を共通損害として認定した場合、多くの被害者が「一般的な指針」の基準を超える金額の賠償を求めて提訴に至ることが予想され、その場合にはもはや「一般的な指針」は機能しなくなる。

以上のとおり、精神的損害の算定に当たっては、原子力損害の特殊性に鑑み、法が審査会制度を特に定めたことから、論理必然的に、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る裁判所の裁量の範囲の限界があることになる。

(2) 中間指針等を踏まえた慰謝料額は大多数の被害者が訴訟を選択しないとしても十分な賠償を得たと認識するに足りる賠償額を示していること

上記(1)のとおり、中間指針等は、原賠法18条に基づいて設置された審査会により「一般的な指針」として定められた、被害回復のための自主的紛争処理基準であり、裁判によらずとも迅速かつ適切な被害回復を図ることを目的として策定されたものである。

そのような、極めて多数にのぼる被害者に対して迅速かつ適正な賠償を行うための自主的紛争処理基準としての中間指針等の機能からすると、大多数

の被害者が訴訟を選択しないとしても十分な賠償を得たと認識するに足りる賠償額を示す必要がある。そのため、審査会は、交通事故における損害賠償の基準や実務、過去の裁判例等を踏まえて、各区域における客観的な状況や想定される精神的苦痛等の被害の実態を最大限考慮の上で、大多数の住民にとって訴訟上認められる賠償額以上の金額となるように中間指針等を定めている。

したがって、中間指針等が示す賠償額は、大多数の者にとって損害の填補として十分な金額であるといえるから、個別事情に基づき、中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準による額を超える慰謝料の発生が主張・立証された場合は格別、そうでなければ自主賠償基準によって損害は十分に填補されている。

実際、令和4年4月末日時点で訴えを提起した被害者は全体の約0.9%にとどまるとの事実(提訴者約1万5000人/総数約166万人)が示すとおり、大多数の被害者は被告東京電力に対する直接請求を通じて中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づく賠償金を受領するにとどまっております。かかる賠償によっては不足があるとして訴訟の提起に及んでいる被害者は限定的である。このような観点からも、中間指針等が定める賠償額の水準は被害者に共通する最低限の基準を示したものなどではなく、大多数の被害者において生じた損害を上回ると被害者自身に認識されていることは明らかである。

(3) 小括

以上のように、原賠法は原子力損害の特殊性に鑑み、特に審査会制度を定めたものであり、中間指針等は、法律の定め(原賠法18条)に基づいて設置された審査会により多数にのぼる被害者に対して迅速かつ適正な賠償を行うための自主的紛争処理基準として定められた「一般的な指針」である。そ

して、実際にも大多数の被害者は被告東京電力に対する直接請求を通じて中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づく賠償金を受領するにとどまっており、訴訟の提起に及んでいないこと等に鑑みると、中間指針等の定める賠償額によっても填補されない損害が個別事情に基づいて主張・立証されない限り、被告東京電力の自主賠償基準に基づく額を超える損害は認められない。

6 慰謝料増額を基礎付けるような故意又はそれに匹敵する重過失はないこと

原告らは、利益優先のため原子力発電所における安全対策を疎かにし、本件事故を引き起こした被告東京電力の責任は極めて重大であり、そのような帰責性が慰謝料額を増額させる重大な事由となるなどと主張する。

しかしながら、不法行為においては加害者の過失が要件とされているとおり、過失の存在は損害額の算定において所与の前提となっており、重過失とはいえない過失があることによって損害額が加重されるものではない。このことは無過失責任である原賠法に基づく賠償責任においても同様である。

仮に無過失責任のもとで加害者の行為態様を慰謝料算定の考慮要素とするのであれば、単なる過失の有無ではなく、過失を基礎付ける具体的な根拠事実が被害者の精神的苦痛に影響を生じさせているか否かの検討が必要である。この点、本件事故は、予見可能性及び結果回避可能性について、科学的・技術的・専門的な観点からの多角的な検討を要する事象であるところ、過失を基礎付ける具体的な根拠事実を被害者が認識し、そのことが精神的苦痛を増大させたものとは認められず、原告らからもそのような主張はなされていない。そのような中で、被告東京電力の義務違反の程度を慰謝料の算定の要素とすることは、法律における明文の定めのないまま、不法行為に基づく損害賠償制度の目的に、最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁において同制度の目的から外れると判示されている加害者に対する制裁や将来における同様の行為の抑止

を求めるものであり、ひいては同最高裁判所判決において我が国の公の秩序に反すると判示されている懲罰的な損害賠償を命じるに等しい。

そもそも被告東京電力は、本件原発について、最新の知見を取り入れながら十分な安全対策を講じていた。すなわち、原子力発電所における安全対策としては、津波だけでなく地震等その他の事故原因も含めた対策を取る必要がある。このうち津波対策に関しては、国内の原子力発電所における津波に対する安全性評価はその策定以来現在に至るまで「津波評価技術」の手法に基づいて実施されているところ、この「津波評価技術」は、十分な裕度を持った設計想定津波が得られる仕組みを採用しており、国際原子力機関（IAEA）が本件事故後の平成23年11月に発表した「IAEA Safety Standard “Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations (No. SSG-18)”」において「IAEA基準に適合する基準の例」として参照されたり、米国原子力規制委員会（NRC）が平成21年に作成した報告書において「世界で最も進歩しているアプローチに数えられる」と紹介される等、国際的にも十分な科学的合理性を有するとされている。被告東京電力は、この「津波評価技術」に基づき福島県東方沖地震の波源モデルを用いて本件原発地点における設計想定津波の評価を行った結果、設計想定津波としてO. P. + 5.4～5.7mとの津波水位を得たことから、この評価結果に基づき、機能維持の対策として海水系ポンプ用モータのかさ上げや建屋貫通部等の浸水防止対策等を実施しており、評価結果については平成14年3月に国へ報告し確認を受けている（丙B1の1・17～18頁）。また、平成19年6月には福島県の防災上の津波計算結果を、平成20年3月には茨城県の防災上の津波波源モデルをそれぞれ入手し、本件原発立地点における設計想定津波の評価を実施して、本件原発の安全性を確認した（丙B1の1・18頁）。さらに平成21年2月には、当時の最新の海底地形データ等をもとに「津波評価技術」に基づく想定津波の再評価を行い、O. P. + 4m盤に位置する海水系ポンプについ

て津波対策の見直しを行った（丙B1の1・19頁、丙B57の1～2、丙B58）。

このように、被告東京電力は、最新の知見に基づき、津波対策も含めた原子力発電所の安全対策を不断に実施していたものであり、その内容としても何ら不適切・不十分な点はなかった。

他方、原告らが指摘する「長期評価の見解」について、被告東京電力は、設計基準に確定論的に取り込むことができるほどに精度・確度のある科学的知見ではないと専門機関や原子力事業者等の間で認識されていた中でも専門家に科学的知見の整理を委託し、また確率論的津波評価手法に取り入れ検討を進めるなどの対応を行ってきた。このような対応は、「後知恵」を排し、本件事故当時の知見や状況に鑑みて東京電力の行為をみた場合、当時の最新の知見に照らし十分な安全対策を実施していたものである。

本件事故に至るこのような対応に照らせば、被告東京電力の安全対策には不十分な点はなく、ましてや慰謝料増額を基礎付けるような帰責性があったなどとは到底評価することができない。

以上により、被告東京電力の帰責性（故意・重過失）が慰謝料増額事由とならないことは明白である。

第5 弁済の抗弁

1 財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならないこと

(1) 一部請求の場合の弁済の抗弁の判断について

原告らが本件訴訟で求めている精神的損害（地域コミュニティ喪失慰謝料）は本件事故による平穏な生活利益に対する侵害を理由とする精神的損害であるところ、本件事故により平穏な生活が阻害されたことから生じた損害に関する賠償請求権は、損害の性質や内容等を問わず損害賠償請求権としては1

個であり、その履行を求める訴訟の訴訟物の個数は1個である（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）。そうすると、本件事故による損害のうち慰謝料のみについて賠償を求める原告らの請求は、一部請求である。

一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、判例上、まずは各原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされており（いわゆる「外側説」。前掲・最判昭和48年4月5日）、これが判例・裁判例上、確立した取扱いとなっている。

したがって、原告らの請求の判断にあたっては、原告らの主張・立証に基づいて認定された損害の全額から弁済額の全額を控除した残存額を算定した上、一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度で認容し、残存額がなければ請求を棄却することになる。

(2) 財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならないこと

上記(1)のとおり、本件訴訟において外側説に基づき未払いの損害の有無が審理・判断されるとしても、(A) 仮に訴訟外における賠償金の支払に際し、確定効・不可争効のある合意が成立しているのであれば、既払金について過不足が調整される余地はなく、結果として、本件において請求対象とされている慰謝料部分のみをみた上での不足の有無が争点となるにすぎないこととなる。

あるいは、(B) 仮に原告らに（損害項目ごとの）既払金に見合う損害が生じていたとすれば、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求

権部分とそれに対する弁済の額が一致することとなり、この場合にも、実質的には、慰謝料部分のみをみた上での不足の有無が争点となるにすぎないこととなる。

しかしながら、まず上記 (A) に関しては、直接請求手続においては、賠償金の支払に際し、いわゆる清算合意は結ばれない。むしろ、請求者は最終的に賠償金の総額で過不足が精算されることに同意しており、実際にも過不足を期日調整する運用がなされている。これらを踏まえると、確定効・不可争効のある合意が成立していないことは自明である。

また、上記 (B) に関しては、被告東京電力による訴訟外での賠償は、損害の発生・数額を必ずしも個別に確認の上で行われているものではなく、既払金があるからといってそれに対応する損害が認められるものではない。

したがって、精神的損害のみをみて未払いの損害があるか否かを判断することは誤りであり、財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならない。

2 世帯構成員間で弁済の充当が認められるべきであること

被告東京電力による賠償は、必ずしも被害者一人一人に対して個別に行われているものではない。世帯構成員が複数である場合には、その世帯の代表者が世帯構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告東京電力に請求し、請求を行った代表者は請求を受けた被告東京電力から当該世帯の構成員全員分をまとめて受領している。

すなわち、直接請求手続を通じた請求を行うに際しては、「委任書」に記載される各事項への同意がなされているところ、この「委任書」には、「各委任者は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という）福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下「本件事故」という）による原子力損害に関する賠償について、東京電力との間にお

ける請求、賠償金額の合意及び受領に関する一切の権限を代表者に委任し、代表者はこれを受任いたします。」との条項があり（「委任書」第1項）、代表請求者（代表受領者）と委任者がそれぞれ記名押印を行っている。

その上で、請求から支払に至る具体的なプロセスとしては、世帯単位で直接請求書式を用いた請求書が作成され、これを受領した被告東京電力から世帯代表者に対し賠償額等を記載した「合意書」を含む書類一式が交付される。この「合意書」には、世帯全体分の賠償額等が記載されており、上述のように賠償金額の合意の権限を付与されている世帯代表者が賠償金額に合意をし、これを被告東京電力に返送する。その後、世帯全体分の賠償金が世帯代表者に支払われる。

また、直接請求手続においては、損害額自体が個々人ではなく世帯全体で把握・算定されている賠償項目が複数存在する。

さらに、被告東京電力による賠償は、その性質上は世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、実質的には、「財布は1つ」の関係にある世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われており、賠償の対象とされた出捐が世帯構成員全員に不可分に利益をもたらすものである以上、当該出捐に対する損害の填補としての賠償は、世帯構成員全体に対する損害への填補として支払われたものであると解することが損害の実態に沿うものであり、当事者の合理的意思とも合致する。

第6 結語

以上のとおり、「地域コミュニティ」を享受する利益は独立の被侵害利益とは認められず、少なくとも被告東京電力の自主賠償基準に基づく支払と別途に賠償対象とされるものではない。仮にその点を措くとしても、原告らの個別事情は様々であって、「地域コミュニティ」から利益を享受していたとの事実自体が認め難い原告らや、本件事故による精神的苦痛が軽微であるとみざるを得

ない原告らが散見されること等の事情を踏まえれば、被告東京電力の自主賠償基準による額を超える一律の慰謝料が認定される余地はない。

また、被告東京電力は、原告らに対し、慰謝料名目での賠償のほか、これとは別途に財産的損害や住居確保費用についても十分な賠償を行っている。慰謝料名目による各自850万円という賠償額は、それ自体として原告らに生じた精神的苦痛を慰謝するに十分な額であると評価されるべきであるが、このほかには財産的損害や住居確保費用に対する賠償金を訴訟外で支払済みである。

したがって、原告らには被告東京電力による既払金を超えて賠償されるべき損害の発生は認められず、原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

以 上